



イラスト / 希望ヶ丘1 齋藤ひと美さん

「DV」を題材とした裁判員制度の
模擬裁判を行いました。



平成20年8月25日（月）南姫公民館にて「男女共同参画講演会」を開催しました。今回は弁護士の大塚 鎭子 朝日大学教授のご指導のもと、参加者が裁判員、被告、原告などそれぞれの役割に扮して模擬裁判を行い、DVや裁判員制度について認識を深めました。

ストップ！DV
（ドメスティック・バイオレンス）

【DV(ドメスティック・バイオレンス)とは】

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナーなど、婚姻の有無を問わず親密な関係にある異性に対して用いる暴力やそのおそれのある行為をさします。

DVによる被害者については、DV防止法により保護が図られています。

DV被害者の多くは女性です。今もなお、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差など、男性が優位に立ち女性が従うという社会通念は根深く残っており、女性に対する人権侵害の原因の一つとなっています。その人権軽視の考え方が女性に対する暴力につながり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

【暴力の種類】

一口に「暴力」といっても様々な暴力の形があります。DVは、殴る、けるなどの「身体的暴力」のみでなく、威嚇する、配偶者の存在や要望を理由なく無視する、配偶者が自分の家族や友人と付き合うことを制限するなどの「精神的暴力」や性行為を強要するなどの「性的暴力」、生活費を制限したり渡さない「経済的暴力」も含まれます。

精神的暴力

- ・大声でどなる
- ・無視する
- ・交友関係を制限したり、監視する
- ・「誰のおかげで飯が食えるんだ」「役たたず」といった暴言を浴びせる
- ・子どもに危害を加えるといっておどすなど

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・お金を取り上げる
- ・外で働き収入を得ることを妨げるなど

性的暴力

- ・望まない性行為を強要する
- ・見たくないポルノや雑誌を見せる
- ・避妊に協力しないなど

身体的暴力

- ・なぐる
- ・ける
- ・髪をひっぱる
- ・首をしめる
- ・物をなげつけるなど

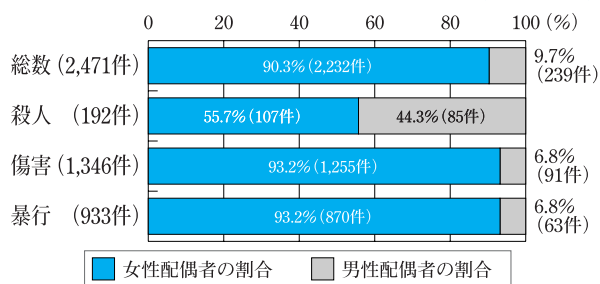
【DVの被害者の9割は妻が被害者です】

平成19年中に配偶者による殺人や傷害、暴行事件で検挙された件数(全国で2,471件)のうち、妻が被害者である場合は9割を占めています。

また殺人事件は192件の検挙があり、2日に1件以上の割合で夫婦間の殺人事件が起きていることになります。

これらの数字はあくまでも検挙された件数であり、配偶者間における暴力の氷山の一角にすぎません。

配偶者(内縁を含む)による殺人、傷害、暴行事件被害者の男女比(検挙件数)



資料 警察庁「平成19年犯罪情勢」

【女性の3人に1人が過去にDVを受けています】

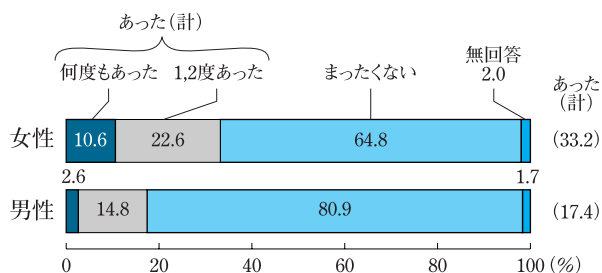
内閣府が平成18年に公表した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがあったという人は、女性では33.2%、男性では17.4%でした。

女性では約3人に1人、男性でも約5人に1人がDVを受けており、DVは決して他人事ではない実態が浮き彫りとなっています。

また、DVの加害者には決まったタイプはなく、学歴、年齢、職業、社会的地位も様々です。普段は人当たりが良く、社会的信用もある人が加害者であったケースもあります。

配偶者からの被害経験

(身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれか1つでも受けたことがある)



資料 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年)

【デートDVとは？～DVは夫婦間だけの問題ではありません～】

「デートDV」とは未婚の男女のあいだに起こる暴力のことです。デートDVは、殴る、けるなどの身体的な暴力だけでなく、相手の電話やメールの履歴をチェックしたり、常に居場所を報告させたり、自分を最優先にしないと不機嫌になって相手を束縛するといった精神的な暴力などDVと同じく様々な暴力の形があります。

男性の乱暴や支配的な態度は愛のあかしであると思い違いをしたり、相手を束縛することが愛情表現だと信じていませんか。

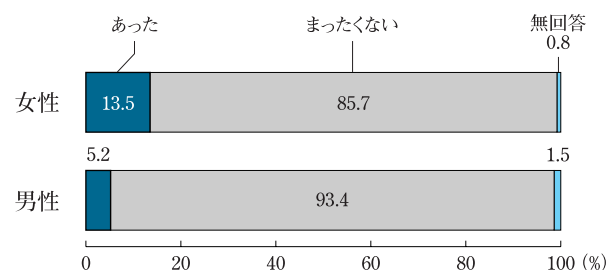
デートDVには、付き合っていくうちに「何をしてもいい人、何をされてもいい人」という関係ができてしまい、相手の人格や意見を尊重せず、自分の価値観を一方的に押しつけてしまう「力と支配の関係」が根底にあります。

【交際相手からの被害経験】

内閣府が平成18年に公表した「男女間における暴力に関する調査」によると、10～20歳代に交際相手から「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかをされたことが「あった」という人は、女性が13.5%、男性が5.2%となっています。

女性の約7人に1人が交際相手から何らかのデートDVを受けた経験があることになります。

交際相手からの被害経験
(10～20歳代で身体的暴力、心理的攻撃、
性的強要のいずれか1つでも受けたことがある)



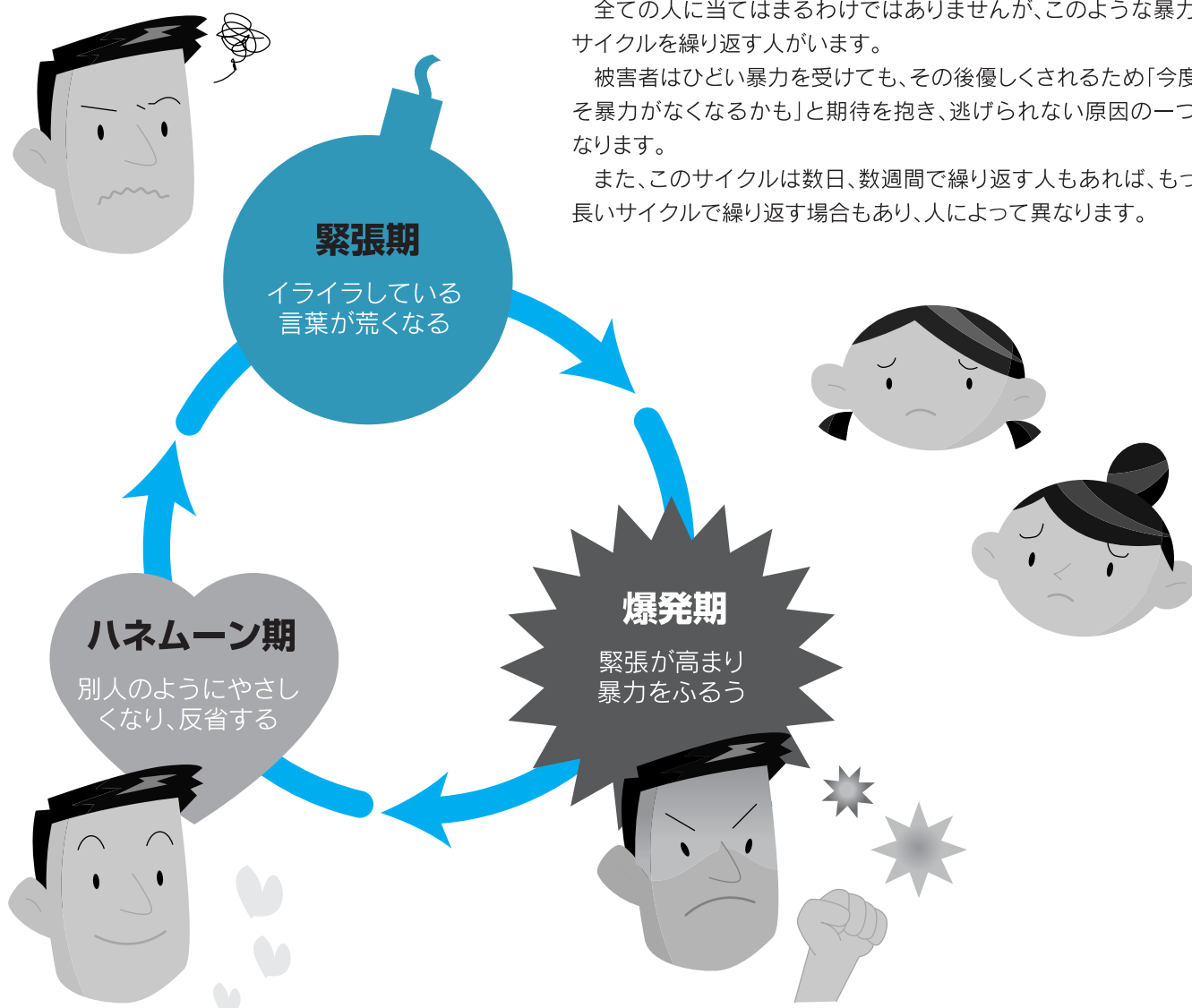
資料 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年)

【暴力のサイクル】

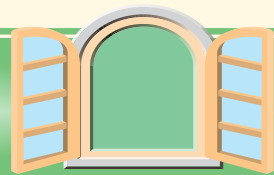
全ての人に当てはまるわけではありませんが、このような暴力のサイクルを繰り返す人がいます。

被害者はひどい暴力を受けても、その後優しくされるため「今度こそ暴力がなくなるかも」と期待を抱き、逃げられない原因の一つになります。

また、このサイクルは数日、数週間で繰り返す人もあれば、もっと長いサイクルで繰り返す場合もあり、人によって異なります。



相談窓口



多治見市内

窓 口		日 時	場 所	連絡先
多治見市男女共同参画サロン 「ほっと」(女性相談員・アドバイザー)		毎月第3金曜日 13時～18時	まなびパークたじみ	2 2 - 1 1 1 1 (内線1461)
多治見市人権こまりごと相談		毎月第1, 3水曜日 13時～15時	多治見市役所	2 2 - 1 1 1 1 (内線1152～1155)
		奇数月 第2月曜日 13時～15時	市役所笠原庁舎	
常設人権相談		月曜～金曜(祝日除く) 9時～16時	岐阜地方法務局 多治見支局	2 2 - 1 0 0 2
法律 相談 (予 約 制 ・ 無 料)	多治見市男女共同参画サロン 「ほっと」	毎月第3金曜日 15時～18時	まなびパークたじみ	2 2 - 1 1 1 1 (内線1461)
	法律相談(市民文化課)	毎月第1金曜日 13時～16時	多治見市役所	2 2 - 1 1 1 1 (内線1152～1155)
		毎月第3金曜日 13時～16時	市役所笠原庁舎	
	法律相談 (多治見市社会福祉協議会)		毎月第3水曜日 13時～15時	総合福祉センター

岐阜県内(電話相談)

窓 口	日 時	連絡先
岐阜県女性相談センター	月曜～金曜 9時～21時 土曜・日曜・祝日 9時～17時	058-274-7377
岐阜県男女共同参画プラザ	日曜～木曜 9時～12時, 13時～17時 (祝日除く)	058-278-0858
岐阜県警察ストーカー相談110番	月曜～金曜 8時30分～17時 (祝日除く)	0120-794-310
女性の人権ホットライン (岐阜地方法務局)	月曜～金曜 8時30分～17時15分 (祝日除く)	0570-070-810

この情報紙へのご意見やお問い合わせは下記へ
電話・FAX・メールでご連絡ください。

■多治見市役所企画課 人権推進室
〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15
☎22-1111(内線1461)/FAX25-7233
E-mail:jinken@city.tajimi.gifu.jp

作成費用 47,250円 作成部数 1,500部



環境にやさしい大豆油インキを使用しています

男女共同参画サロン

ほっと

みなさんの情報交換や交流の場として、オープンしています。
お気軽にご利用下さい。

悩みごと相談

一人で悩みを抱えていませんか？家族のこと、職場のことなど
女性アドバイザーに相談してみましょう。

- 開設日 毎月第3金曜日 午後1時～午後6時
- 場 所 まなびパークたじみ 1階会議室
- ◎女性弁護士による無料法律相談もあります。(要事前予約)

【お問い合わせ】 多治見市企画課 人権推進室
22-1111(内線1461)